

○少年指導委員制度の運営について

平成28年12月6日

道本少第2746号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各警察署長／宛て

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）に規定する少年指導委員の運営については、これまで少年指導委員運営規程（平成18年北海道公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）及び「少年指導委員制度の運営について」（平18. 5. 19道本少第1047号。以下「旧通達」という。）に基づき行ってきたところであるが、法及び少年指導委員の運営に係る関係法令の一部改正に伴い、必要な見直しを行い、新たに本通達を定め実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

第1 委嘱

1 少年指導委員の推薦

少年指導委員は、規程第2条において活動区域として示されている警察署（以下「指定警察署」という。）の署長が、少年指導委員設置の趣旨を踏まえ、慎重に審査を行い、適任者を少年指導委員推薦書（別記第1号様式）により警察本部長に推薦するものとする。

2 少年指導委員の要件

(1) 法第38条第1項各号に規定する要件は、次のとおりである。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること。

経済的観点からだけでなく、社会的、家庭的にも安定していることをいう。

エ 健康で活動力を有すること。

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

(2) 活動区域に居住又は勤務し、当該活動区域の実情に精通していること。

(3) 警察署長が委嘱する少年補導員であること。

(4) 委嘱時の年齢が、満65歳に満たない者であること。

3 関係住民への周知

少年指導委員を委嘱したときは、公安委員会告示により公安委員会掲示板に掲示しているものであるが、さらに、指定警察署のホームページへの掲載等適当な方法により周知を図ること。

なお、周知するに当たっては、少年指導委員の氏名のほか、連絡先として指定警察

署の生活安全課の電話番号を表示すること。

4 委嘱等

(1) 委嘱

委嘱は、規程第3条に基づく委嘱状を交付して行う。

(2) 任期

任期は2年であり、再委嘱を妨げない。

また、任期途中で死亡、解嘱等の理由により少年指導委員が欠けた場合は、新たに少年指導委員を委嘱することができるが、後任の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

再委嘱及び欠員の補充を行う場合においても、第1の1の推薦の手続をとること。

(3) 少年指導委員名簿

ア 指定警察署に少年指導委員名簿（別記第2号様式）を備え付け、その写しを警察本部少年課（以下「少年課」という。）に備え付けること。

イ 少年指導委員の交替、少年指導委員名簿の記載事項に変更があった場合は、その都度整理すること。

5 少年指導委員の身分を示す証明書

(1) 少年指導委員に対し、規程第4条に基づく少年指導委員としての身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）を委嘱時に貸与すること。

なお、貸与した身分証明書は、少年指導委員の任を解いたとき、又は死亡したときに返納させること。

(2) 少年課に身分証明書作成・交付簿（別記第3号様式）を備え付け、身分証明書の作成状況等を明らかにすること。

第2 解嘱

1 解嘱事由

法第38条第6項各号に規定する少年指導委員の解嘱要件については、次のとおりである。

(1) 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

第1の2の(1)の要件の判断を参照すること。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項各号に規定する職務を行わないときをいう。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったときをいう。

2 解嘱手続

指定警察署の署長は、少年指導委員が解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、少年指導委員解嘱事由認知報告書（別記第4号様式）に疎明する資料を添付して警察本部長に報告すること。

第3 職務

1 法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる職務の具体的な内容は、次のとおりである。

なお、少年指導委員に対しては、いずれも強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意させること。

(1) 少年の補導（法第38条第2項第1号）

ア 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。

イ 少年に対し、同号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。

ウ 少年の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に連絡すること。

エ 少年が満18歳に満たない者であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定により通告を行うこと。

(2) 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）

ア 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。

イ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

(3) 被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）

ア 当該少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導すること。

イ 当該少年の保護者等に連絡すること。

ウ 当該少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関、団体等を紹介すること。

エ 少年が満18歳に満たない者であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認めるときは、児童福祉法第25条第1項の規定により通告を行うこと。

(4) 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）

ア 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加すること。

イ 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

(5) 少年相談（規則第4条第1号）

風俗営業、性風俗関連特殊営業等に関し、少年の健全な育成に係る事項について少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言、指導その他の援助を行うこと。

(6) 広報啓発活動（規則第4条第2号）

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声掛けキャンペーンを行うなど、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。

また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

2 活動記録

少年指導委員が活動を行ったときは、少年指導委員活動記録表（別記第5号様式）を作成し、速やかに指定警察署の署長に提出するものとする。

なお、上記活動の際に、少年を補導したときは補導した少年ごとに少年補導票（別記第5号様式の2）、風俗営業を営む者等に対する助言又は被害を受けた少年に対する援助を実施したときは風俗営業者等助言・被害少年援助実施票（別記第5号様式の3）及び少年相談に対応したときは少年相談記録票（別記第5号様式の4）を添付するものとする。

第4 立入り

1 考え方

法第38条の2第1項に規定する少年指導委員の立入りは、公安委員会が、「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」に、「この法律の施行に必要な限度において」行わせることができるものである。

また、「この法律の施行に必要な限度において」とは、法第37条第2項に規定する警察職員の立入りと同様に、公安委員会として行政上の指導、監督のため必要な場合に、法の目的の範囲内で必要最小限で行わなければならないことをいうのであって、経営状態の把握のために会計帳簿や経理書類等の提出を求めたり、保健衛生上の見地から調理場の検査を行うこと等は認められていない。

なお、あらかじめ法第38条第5項に規定する研修を受講し、風俗営業の営業所等への立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能を修得した少年指導委員にのみ立入りを認めるものである。

2 立入りの指示

(1) 指示の趣旨

公安委員会の指示の下で立入りを行わせる趣旨は、日々の職務を通じて関係法令の知識とその運用に精通している警察職員と異なり、少年指導委員はあくまで非常勤であることから、風俗営業の営業所等への立入りを適正かつ効果的に行わせるため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等について公安委員会の判断に掛からしめ、その指示によって適正な立入りの実施を図ることとしたものである。

(2) 指示の形式

ア 指定警察署において個々の少年指導委員に対し、規程第6条で規定する立入り指示書を交付すること。

イ 指定警察署に指示書作成・交付簿（別記第6号様式）を備え付け、指示の状況を明らかにすること。

(3) 指示を行う時期

指示の時期は事前に行えば足りることから、少年指導委員が当該活動に先立って集合した際に行うこと。

(4) 指示の内容

指示は、別表第1「指示要領」に基づき行うものとする。

3 立入りの実施

(1) 警察官の同行等

風俗営業の営業所等への立入りは、少年指導委員を単独で行わせることなく警察官が同行するか複数の少年指導委員により行うこと。

なお、警察官が同行する場合は、法第37条第3項に規定する身分を示す証明書の交付を受けている者とし、立入りの主体が少年指導委員であることに留意すること。

(2) 実施内容

少年指導委員の立入りは、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときに公安委員会が行わせるものであり、その観点から、次のことを行う。

ア 視察

次の点について視察を行うものとする。

- 18歳未満の者が風俗営業の営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示しているか。(法第18条)
- 風俗営業（ゲームセンターを除く。）の営業所で、18歳未満の者を使用したり、客として立ち入らせたりしていないか。(法第22条第1項第4号、第5号)
- ゲームセンターについては、午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせていないか。

また、法第22条第2項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年道条例第77号）で定める午後6時から午後10時までの時間において16歳未満の者（保護者同伴の者を除く。）を客として立ち入らせていないか。(法第22条第1項第5号、第2項)

- 飲食店営業の営業所で、深夜、18歳未満の者を客に接する業務に従事させたり、客として立ち入らせていないか。(法第32条第3項により準用する第22条第1項第4号、第5号)
- 風俗営業や飲食店営業の営業所で、未成年者に酒やたばこを提供していないか。(法第22条第1項第6号、第32条第3項)
- 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業所や派遣型ファッションヘルス（法第2条第7項第1号の営業）の受付所で、18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。

また、18歳未満の者を客として立ち入らせたり、未成年者に酒やたばこを提供していないか。(法第28条第12項第3号から第5号まで、第31条の3第2項及び第3項、第31条の13第2項第3号、第5号及び第6号)

イ 質問

上記アを確認する目的のため必要があるときは、関係者に質問することができる。ただし、原則として営業者、従業員等営業者側の者に質問し、客に対する質問は、客が少年であると判明し、これを補導・援助するため必要があると認められるときに行うものとする。

ウ その他

少年指導委員が補導対象となる少年や援助すべき少年を発見した場合には、補

導・援助を行うこと。

また、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示や遵守のための措置の助言を行うこと。

(3) 法令違反を発見した場合の措置

少年指導委員は、警察職員と異なり、法令違反に対して行政処分を行うなどの権限は有していないことから、警察官が同行している場合は同行の警察官が対応し、警察官が同行していない場合は直ちに指定警察署に連絡を行うものとする。

(4) 立入りを拒否された場合等の対応

立入りを拒否された場合等は、強いて立ち入ることのないようにするとともに指定警察署に連絡を行うものとする。

4 立入りの報告

(1) 報告の趣旨

立入りの結果を公安委員会に報告させる趣旨は、少年指導委員による立入りの実施状況を公安委員会が把握するとともに、公安委員会が風俗営業等の実態を把握するためである。

(2) 報告の形式

法第38条の2第3項の規定による報告は、規程第6条で規定する立入り結果報告書により行い、その際、立入り指示書の提出も併せて行うものとする。

なお、複数の少年指導委員により立入りを実施した場合は、連名で作成するものとする。

(3) 報告を行う時期

報告は、立入りを実施すべき期日又は期間の終了後、速やかな時期に行うものとする。

(4) 報告の内容

報告の具体的な事項は、次のとおりである。

ア 立入りを実施した場所

(ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

(イ) 立入りを実施した営業所の名称及び所在地

イ 立入りを実施した日時

ウ 立入りを実施した結果

立入りにより確認した事項、立入りの現場において講じた法第38条第2項第1号から第3号までの措置の内容

エ その他参考となるべき事項

営業所等の雰囲気、立入りに立ち会った者の氏名、対応状況その他参考となるべき事項

なお、立ち会った者の人定については、判明した範囲で差し支えなく、強いて聞き出す必要はない。

5 立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書

(1) 風俗営業の営業所等へ立入りをする少年指導委員は、法第38条の2第4項に規定するその身分を示す証明書（以下「少年指導委員証」という。）を携帯し、関係者

に提示しなければならない。

なお、少年指導委員証については、少年指導委員としての身分を証明するものではなく、立入り以外の活動のために使用してはならない。

- (2) 少年指導委員証は、立入り指示書を交付する際に交付するものとし、報告の際に返納させること。
- (3) 少年課に少年指導委員証作成・交付簿（別記第7号様式）を備え付け、少年指導委員証の作成及び交付状況を明らかにすること。

第5 研修

1 考え方

少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるようにするため、少年指導委員に対する研修を実施し、必要な知識及び技術を修得させるとともに所要の指導を行うことが必要である。したがって、合理的な理由なく研修を受講しない者については、「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕」（法第38条第1項第2号）がないものとして、解嘱の要件に該当するか否かを検討すること。

2 実施基準

- (1) 法及び規則の趣旨を踏まえ、別表第2「少年指導委員に対する研修の実施基準」に基づき実施すること。
- (2) 研修を実施したときは、少年指導委員研修実施簿（別記第8号様式）を作成し、研修状況を明らかにしておくこと。

第6 活動に関する留意事項

1 活動に当たっての心構え

少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神を持ってその職務を遂行しなければならない。

また、常に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めるものとする。

2 守秘義務

(1) 秘密を守るべき事項

少年指導委員は、法第38条第3項の規定により職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、例えば、

- 補導をした少年の氏名等
- 性風俗関連特殊営業店等で働かされていた年少者を発見した場合における当該少年の氏名等
- 立入り先の営業所等の名称やその従業者の氏名等

が該当し得るが、どのような状況が守秘義務違反となるのかについては、個別具体的な事案に応じて判断される。

なお、少年指導委員が知り得た秘密を漏らす行為は罰則の対象となる。

3 身分等

- (1) 少年指導委員は、その委嘱、職務等について法令に根拠を有するボランティアで、公安委員会から委嘱される特別職の非常勤地方公務員である。

また、「名誉職」であるため、生活費としての俸給又は給料を受けない。

- (2) 少年指導委員の活動中における災害補償は、北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年北海道条例第14号)の定めるところによる。

4 活動上の注意

- (1) 少年指導委員の活動に関し、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意させ、個々の活動においても、威圧的な言動や態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いるよう指導すること。
- (2) 少年指導委員の職務に関し、公費による金品を受ける場合を除き、他人から金品その他の報酬を受けることがないように指導すること。
- (3) 少年指導委員の職務に関し、他人に損害を与えた場合や紛議等が生じた場合は、速やかに指定警察署の署長への報告を徹底させること。